



税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<http://zeisou.net/>

第 197 号

平成 25 年 5 月 1 日

税相だより
発行協力会

北九州市小倉北区
紺屋町13-1
毎日西部会館4F
TEL 531-2431



北九州市立美術館(本館・アネックス)

戸畑区にあるユニークな造形美を持つ建物、丘の頂上に2本の筒が突き出た独特な外観、昭和49年、建築家、磯崎新の設計により市のほぼ中央に位置するランドマークとして誕生した。ルノワール、ドガ、モネ、浮世絵など数多くの作品が収集されている。平成10年に公共建築百選に選ばれました。

● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0019	八幡東区中央2丁目24番5号芳賀ビル2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
黒崎税務相談所	〒806-0023	八幡西区八千代町13番5号八千代ヒルズ1階	TEL 621-4965 FAX 621-4969
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779
戸畑税務相談所	〒804-0082	戸畑区新池2丁目2番4号重松ビル2階	TEL 871-7651 FAX 871-7656

平成 25 年 1 月 1 日から

所得税については **復興特別所得税の創設** と

消費税については 課税事業者の条件追加 が適用されています

復興特別所得税の創設 税率と取り扱い

東日本大震災からの復興の財源確保のため創設されました。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日まで、各年の所得税と併せて申告・納付します。

<復興特別所得税の計算>

基準所得税額 × 2.1%

※基準所得税額とは、全ての所得に対する所得税額です。

<源泉所得税の取扱い>

平成 25 年 1 月 1 日から給与等を支払う際、所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付します。

なお、**「平成 25 年分の源泉徴収税額表」**には、**復興特別所得税相当額が含まれています。平成 24 年分を使用しない様ご注意ください。**

<予定納税の取り扱い>

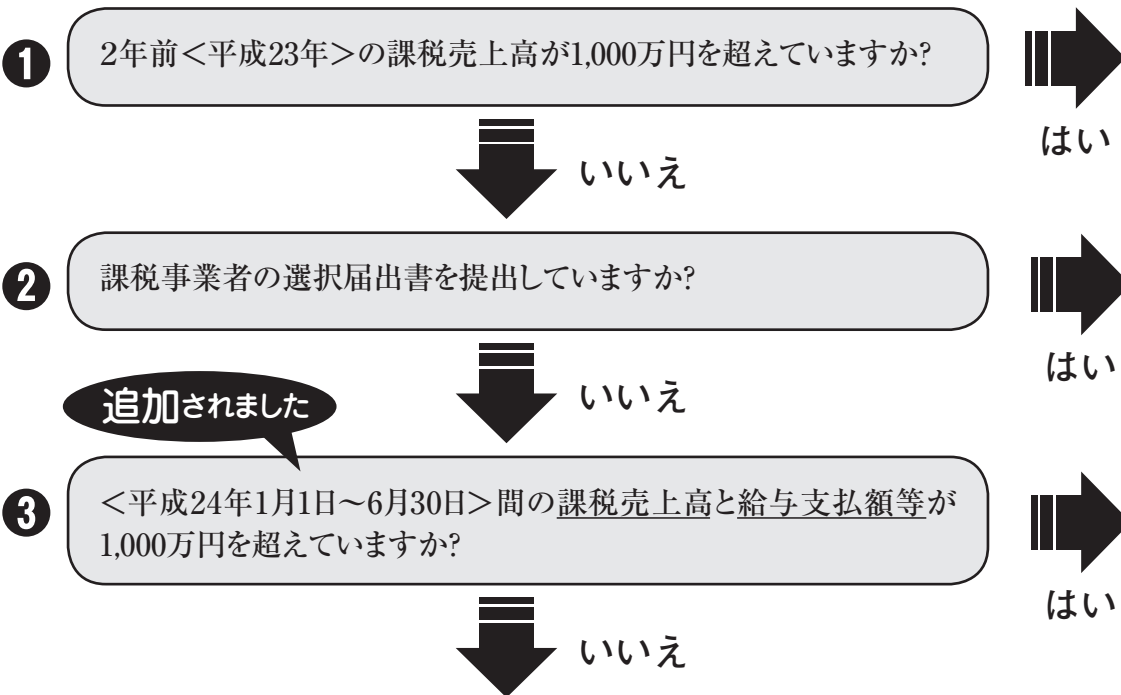
平成 25 年分の予定納税には復興特別所得税の金額が含まれます。

消費税 課税事業者について 条件の追加

2年前の課税売上高が1,000万円未満であっても、当年の前年の1月1日から6月30日までの課税売上高が1,000万円を超えた場合等は、当年が課税事業者となります。

平成25年で考えると… 確認してみましょう

<個人事業者の場合>



ポイント!
課税売上高と給与支払額等のどちらも
1,000万円超となる場合に、課税業者に
該当します。

※給与支払額等とは、この期間中に支払った所得税の対象となる給与、賞与等の合計額です。
(未払給与等は対象外です。)



平成25年は 免税事業者です。

平成25年は
課税事業者です。

ご自分で国民健康保険料の計算をしてみましょう

国民健康保険料の計算

【医療分】

区分	料率	納めていただく保険料	
均等割額	1人あたり 19,050 円	人	円 ①
平等割額	1世帯当たり 24,140 円	1 世帯	24,140 円 ②
所得割額	Aさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 円－33万円＝0円 … a		
	Bさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 円－33万円＝0円 … b		
	Cさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 円－33万円＝0円 … c		
	計 (a+b+c…)	0 円	所得割料率 × 6.90 ÷ 100 = 0 円 ③
	合 計	1年間の保険料 (ただし、510,000 円が限度額です)	④ = ① + ② + ③

【支援金分】 (対象となる者は、医療分と同様です。)

区分	料率	納めていただく保険料	
均等割額	1人あたり 7,050 円	人	円 ⑥
平等割額	1世帯当たり 8,930 円	1 世帯	8,930 円 ⑦
所得割額	Aさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 円－33万円＝0円 … a		
	Bさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 0円－33万円＝0円 … b		
	Cさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 0円－33万円＝0円 … c		
	計 (a+b+c…)	0 円	所得割料率 × 2.70 ÷ 100 = 0 円 ⑧
	合 計	1年間の保険料 (ただし、140,000 円が限度額です)	⑨ = ⑥ + ⑦ + ⑧

【介護分】 (対象となる者は、被保険者のうち40歳以上65歳未満の者に限ります。)

区分	料率	納めていただく保険料	
均等割額	1人あたり 8,580 円	人	円 ⑪
平等割額	1世帯当たり 8,190 円	1 世帯	8,190 円 ⑫
所得割額	Aさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 0円－33万円＝0円 … 該当=1, 非該当=0 <input type="checkbox"/>		
	Bさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 0円－33万円＝0円 … 該当=1, 非該当=2 <input type="checkbox"/>		
	Cさん: 総所得金額－基礎控除 33万円(マイナスになる場合は、0円) 0円－33万円＝0円 … 該当=1, 非該当=2 <input type="checkbox"/>		
	計 (a+b+c…)	0 円	所得割料率 × 3.90 ÷ 100 = 0 円 ⑬
	合 計	1年間の保険料 (ただし、100,000 円が限度額です)	⑭ = ⑪ + ⑫ + ⑬

【国民健康保険料の合計額】

⑮ = ④ + ⑨ + ⑭

円 ⑮

※1回当たりの支払い額 調整後年間保険料

円 円

※均等割額、平等割額、料率、限度額は平成24年度の金額です。25年度は6月に決定されます。

※前年の所得の金額によって7割、5割、2割の軽減が受けられる場合があります。

※あくまでも概算ですので金額等についての確認は、各区役所国民健康保険課へお問い合わせ下さい。